

Q10-2 日本のアニメ・マンガの著作権保護法令について説明して下さい。

1、日本のアニメ・マンガの著作が保護を受ける要件および説明

- (1) 台湾著作権法上のいわゆる著作とは、文学、科学、芸術またはその他学術の範囲に属する創作であり、かつ人類の精神力が作用した成果物で、一定の表現形式を有し、独創性および独自性を有し、かつその創作が既に完成したものでなければなりません。また台湾は著作に対しては「登録保護主義」ではなく、「創作保護主義」を採用しているため、著作者が「創作」時に上記の要件を満たす場合、直ちに当該著作について著作権の保護を享受するものとするため、登録手続を行う必要がありません。
- (2) 著作権法上の著作権には「著作人格権」および「著作財産権」の两部分が含まれます。著作人格権は、著作者の名誉および人格利益を保護するもので、著作者本人に専属し、譲渡または承継できず、誰もが侵害してはならないものです。著作財産権は、著作者の財産上の権利を含むものとし、それには複製、公開口述、公開上映、公開演出等の権利、および実質上当該権利により獲得する経済的利益を含みます。著作財産権の保護期間については、自然人の場合、その存続期間は著作財産権者の死亡後の 50 年までとし、法人の場合は「公开发表」後の 50 年までです。著作が完成後の 50 年以内にまだ公开发表されたことがない場合は、著作の完成後の 50 年までです。
- (3) 「マンガ」は「美術著作」に属しており、「アニメ」は「視聴著作」に属しており、共に著作権法の保護の対象です。

2、著作財産権が侵害を受けたことを発見した場合、まず速やかに関連の状況証拠および物的証拠を収集し、専門の弁護士と相談しつつ、侵害に対する救済措置を行うべきです。主な対処事項を下記の通り簡潔に説明いたします。

(1) **警告書の送付:**

警告書、弁護士レターを送付する方法で権利侵害者本人と賠償の協議を行い、かつ侵害行為を継続することを禁止する旨を要求します。ただし、権利侵害者の取引相手に警告書を送付する際には、公正取引委員会に不当な競争になると判断されることによって行政処分を受ける状況を避けるため、公正取引委員会が公告した「公正取引委員会の事業が著作権、商標権または専利権の侵害の警告書を送付する案件の処理原則」に注意が必要です。

- (2) **民事損害賠償訴訟:** 著作権の侵害行為について、著作権者は民事損害賠償の請求ができます。個別の案件に応じて、具体的な損害、予想利益との差額、侵害行為によって侵害者が得た収入、または裁判所による賠償額の決定請求(最高 NT\$500 万)等の方法によって求償額が決定されます。また、著作権者の名誉回復のため、判決書を新聞や雑誌等に掲載することを権利を侵害する者に要求することもできます。そのほか、権利を侵害する者による事前の財産散逸を防ぐため、事前に知的財産裁判所に先方に対して仮差押え、仮処分および仮の地位を定める仮処分を行うよう申し立て、先方の金銭、財産を差し押さえることで、訴訟後の判決結果の執行をスムーズなものとしていくことができます。
- (3) **刑事訴訟:** 著作権の侵害行為に関して、行為者は最高 5 年以下の有期懲役、拘留または/および NT\$500 万以下の罰金が科されます。ただし、著作が個人の参考用に供される場合または合理的に使用される場合は、著作権の侵害が成立しません。

- (4) **正規品の並行輸入行為**:「正規品の並行輸入」の行為者については、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号「著作財産権者の同意なしに著作原物またはその外国における合法的な複製品を輸入する者」にあたり、その行為は依然として著作権を侵害する行為と見なされ、損害賠償責任を負担しなければなりません。
- (5) **権利侵害の恐れのある物品の税関による差押え**:輸入または輸出される物品に、著作権または製版權を侵害する物品があることを著作権者または製版權者が発見した場合、侵害の事実を明確に説明し、かつ保証金を全額納付した後に、「著作権法」および「税関の専利および著作権の利益を保護する措置に合わせる作業の要点」等に基づき、侵害事件の拡大を避けるため、事前に税関に対して予め権利侵害の物品を差し押さえるよう申請した後、侵害に対する対応をとることができます。